

高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

高知県公共用財産管理条例施行規則（昭和 47 年高知県規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(第 1 条 略)</p> <p><b>(使用等の許可手続)</b></p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 3 条第 1 項各号に規定する行為の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式による公共用財産の使用等許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、軽易なものについては、当該申請書に添えなければならない書類を当該行為の内容及び方法を知ることができる程度に省略することができる。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2) 地籍図又は公図の写し</p> <p>(3) 断面図及び平面図</p> <p>(4) 利害関係人がいるときは、その者の同意書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類</p> | <p>(第 1 条 略)</p> <p><b>(使用等の許可手続)</b></p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 3 条第 1 項各号に規定する行為の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式による公共用財産の使用等許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、軽易なものについては、当該申請書に添えなければならない書類を当該行為の内容及び方法を知ることができる程度に省略することができる。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2) 地籍図又は公図の写し</p> <p>(3) 断面図及び平面図</p> <p>(4) 利害関係人がある場合には、その者の同意書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> |

(許可期間の更新手続)

**第3条** 条例第5条第2項の規定に基づき許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、別記第2号様式による公共用財産の使用等許可期間更新申請書に知事が必要があると認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(第4条 略)

(権利義務の移転及び承継手続)

**第5条** 条例第7条第1項の規定により許可により生じた権利義務を移転し、又は当該権利義務を貸付けの目的としようとする者は、別記第4号様式による権利義務移転(貸付け)許可申請書に知事が必要があると認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(第5条第2項から第8条 略)

(許可期間の更新手続)

**第3条** 条例第5条第2項の規定に基づき許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、別記第2号様式による公共用財産の使用等許可期間更新申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(第4条 略)

(権利義務の移転及び承継手続)

**第5条** 条例第7条第1項の規定により許可により生じた権利義務を移転し、又は当該権利義務を貸付けの目的としようとする者は、別記第4号様式による権利義務移転(貸付け)許可申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(第5条第2項から第8条 略)

|   |             |
|---|-------------|
| <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和5年5月23日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則による改正前の高知県公共用財産管理条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県公共用財産管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</u></p> | <p>(新設)</p> |
|---|-------------|